

公 募 要 領

1. 事業名

女性アスリートの育成・支援プロジェクト（女性アスリートの課題解決型実践プログラム）

2. 事業の趣旨

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第9条に基づく第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文科科学省）においては、「国及び JSC は、女性アスリートが健康に競技を継続できる環境整備のため、従前の取組により得られた成果や知見を活用し、実践における課題解決に取り組むとともに、相談体制の充実や出産・育児等へのサポートを含めた支援体制の整備を行う。併せて指導者についても、NF 等における女性エリートコーチの育成・配置を進めるための取組を実施する。また、女性アスリートの健康課題等に関する指導者やアスリート自身の理解促進や予防及び早期発見に向けた取組等、NF や地域における女性アスリートへの支援体制の充実に取り組む」とされている。

このため女性アスリートが競技力向上を図りながら健康で競技を継続できるよう、ジュニアからトップレベルまでを含めた女性アスリートの環境を整備するとともに、競技引退後も活躍できる支援の充実を目的に、女性アスリートの育成・支援のための事業を実施する。

3. 事業の実施期間

事業の実施期間については、以下のとおりとする。ただし、複数年の委託契約は毎年度締結する。

○ 女性アスリートの課題解決型実践プログラム

最長2年度（令和4年度～令和5年度）

※ 2年目以降の契約については、1年目の事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、2年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託を継続することが適当であると認めた場合、当該委託の継続を決定し、契約を締結するものとする。

4. 事業の内容

女性アスリートが競技力向上を図りながら健康に競技が継続できる環境整備や、競技引退後も活躍できるような支援の充実のために、以下の事業を委託する。

○ 女性アスリートの課題解決型実践プログラム

女性アスリートが抱える健康課題等に関する調査研究や支援プログラム等の成果や知見を、実際に強化現場などで使用できるよう、競技特性や各種課題に対応したものとして整理したマニュアルやプログラムを作成するとともに、それらを用いた実践を行う。

- (1) 地域の女性アスリートが居住地域等で医科学支援を受けられる体制の提案・実施
 - (2) 女性アスリートの育成パスウェイおよび各種競技特性を踏まえ、健康課題に対応した下記に示したコンディショニングや指導マニュアルの策定・実施
- (例) ・競技特性に応じた女性アスリートのためのコンディショニングの検討
・怪我予防プログラム
・競技別の指導マニュアル

【留意点】

- ①プログラムの策定・実施にあたっては、これまでの女性アスリートの育成・支援プロジェクトで得られた成果や知見、ノウハウを活用し、女性アスリートの競技力向上に資する内容とすること。
- ②上記の（２）については、単一競技ではなく、複数競技とし、各年代種別を踏まえた提案とし、その必要性や妥当性について明らかにすること。
- ③本事業による取組が持続可能なものとして継続的に取り組まれ、競技現場で定着するよう、企画提案にあたっては、実践および検証の場を明確にするとともに、事業終了後の展望についても記載すること。
- ④本事業により策定したプログラムやマニュアルは、情報の一元化・アスリートや指導者への効果的な還元を目的に、スポーツ庁が指定する場所への掲載に協力すること。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 女性アスリートが抱える諸問題に対する専門的な知見を有するとともに、国などの公的機関の委託事業を受託した実績があることに加え、我が国の国際競技力の向上を図るための支援活動が実施可能な法人格を有する団体であること。

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁競技スポーツ課 競技力向上担当
TEL：03-5253-4111（代）（内線2680）
FAX：03-6734-3793
E-mail：kyosport@mext.go.jp
- (2) 企画提案書の提出方法
 - ① 用紙サイズはA4版、横書きとする。
 - ② 提出方法
企画提案書は、日本語で作成し、電子データをE-mailにて提出すること。
 - E-mail
 - ・ 送信メールの題名は、「事業名」とすること。
 - ・ 提案書類は下記③で示す電子データ形式で提出すること。
 - ・ 受信通知は、送信者に対してメールにより返信する。
 - ・ メール送信上の事故（未到達）については、当方は一切の責任を負わない。
 - ③ その他
 - ・ 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で提出すること。
 - ・ 電子データの形式は、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint（Microsoft 365で閲覧可能なもの）のいずれか）及びPDFファイル形式（Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの）とする。
 - ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

また、提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 企画提案書（概要）
- ③ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ④ 誓約書（下記10のとおり地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。）
- ⑤ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限等

提出期限：令和4年5月31日（火曜日）12時必着

提出先：上記（1）に示す場所

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出、差替え及び訂正は一切認めない。

7. 事業内容説明会

(1) 日時

令和4年5月12日（木曜日）11時00分～12時00分

(2) 会場

オンライン開催（参加を希望される方は、6.（1）に示す問合せ先のE-mailまでその旨ご連絡ください。URL等はメールにてご案内いたします。）

申込締切：令和4年5月11日（水曜日）12時00分必着

8. 事業規模（予算）及び採択数

○ 女性アスリートの課題解決型実践プログラム

事業規模：1件につき、25百万円程度 ※（1）については1件、（2）については1～2件

採 択 数：2～3件程度

※ 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 令和5年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

9. 選考方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁競技スポーツ課技術審査委員会において、提出された提案書類等により選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき

は、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。

1.1. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

また、契約金額については、委託事業実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことも十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.2. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和4年4月20日（水曜日）
- (2) 事業内容説明会 : 令和4年5月12日（木曜日）
- (3) 公募締切 : 令和4年5月31日（火曜日）12時必着
- (4) 審査 : 令和4年6月2週目頃（書面審査及びヒアリング）
選定及び委託事業実施計画書の提出 : 令和4年6月頃
- (5) 契約締結 : 令和4年7月頃（目安であり変更もあり得ることに留意）
- (6) 契約期間 : 契約締結日から令和5年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1.3. その他

- (1) 事業実施に当たっては、女性アスリートの育成・支援プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、委託事業実施計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 採択件数は現時点での予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前の準備をすること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・委託事業実施計画書（委託事業経費内訳を含む）
- ・再委託に係る事業経費内訳（再委託の実施を希望する場合のみ）

- ・委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・別紙（銀行口座情報）
- ・確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）